

# 広島市中学校 P T A 研修会開催要項

第 1 条 この要項は、広島市立中学校 P T A 研修会（以下、研修会と言う）開催要項に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 研修会の対象は、広島市内の公立中学校とする。

第 3 条 開催日は原則、毎年11月の最終日曜日とする。

2 開催日が上記を満足することが出来ない場合は、開催日の1年以上前に広島市 P T A 協議会事務局へ連絡し別途協議するものとする。

第 4 条 研修会の日程は原則、午前、午後の開催とする。

2 午前中は講演会とし、午後からは分科会とすることが望ましい。

3 分科会は原則、10分科会とし、各分科会は以下の内容とする。

- ・第一分科会～第三分科会 学級 P T A
- ・第四分科会～第六分科会 学年 P T A
- ・第七分科会 地域ぐるみ教育
- ・第八分科会 家庭教育
- ・第九分科会 広報活動
- ・第十分科会 人権教育

4 上記の分科会を教室数の関係等、物理的に設けることが出来ない場合は、開催校の判断により分科会の数を減らすことが出来るものとする。なお、分科会の数を変更する場合には、開催日の1年以上前に広島市 P T A 協議会事務局へ連絡し別途協議するものとする。

第 5 条 開催校の区順は、中区、東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区の順とする。

2 区内の開催校順については各区の校番順とするものとする。なお、区順を変更する場合は、開催日の1年以上前に広島市 P T A 協議会事務局へ連絡し別途協議するものとする。

3 分科会担当の各区の輪番は各区の校番順とし、校番順を変更する場合は各区事務局と調整し、その結果を、広島市 P T A 協議会事務局へ連絡するものとする。

附 則

1 この要項は、平成27年10月26日から施行し、同日から適用する。